

自治体の主体的判断を促す「撤退／撤退ルール」

～ 愛知県、名古屋市は、徳山ダム導水路から「撤退」するべきだ

I 「撤退」「撤退ルール」が定められている

① 定義、背景

2002年12月、独立行政法人水資源機構法で「撤退」という用語が定義された。

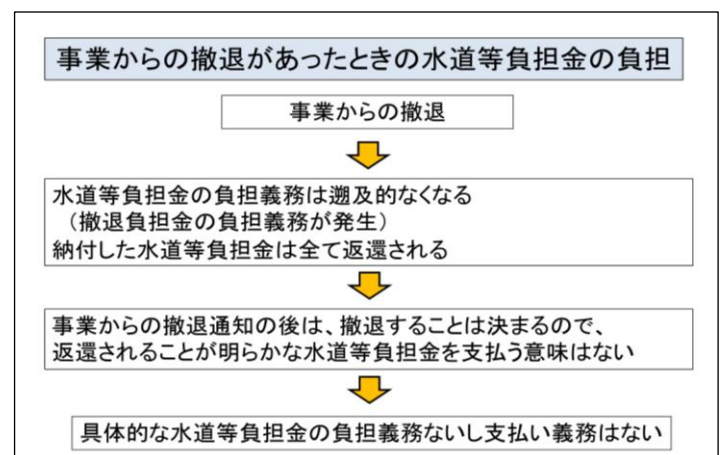
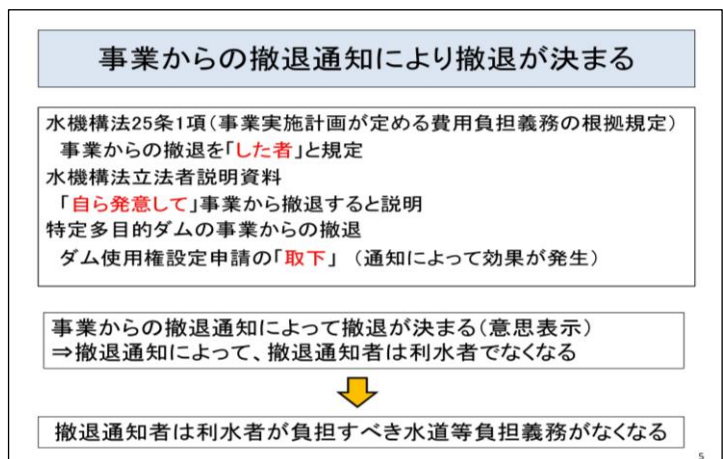
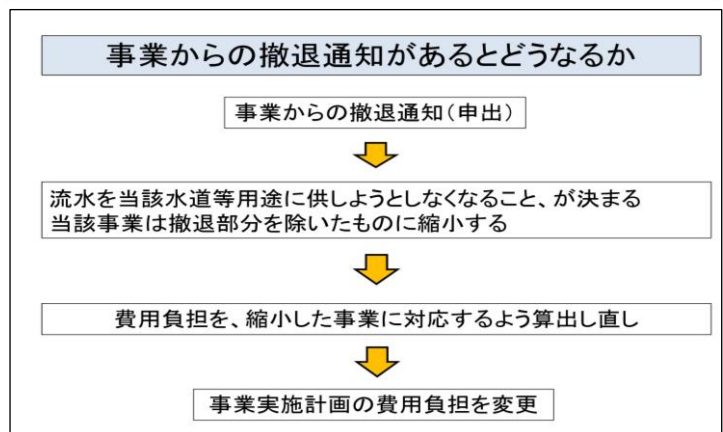
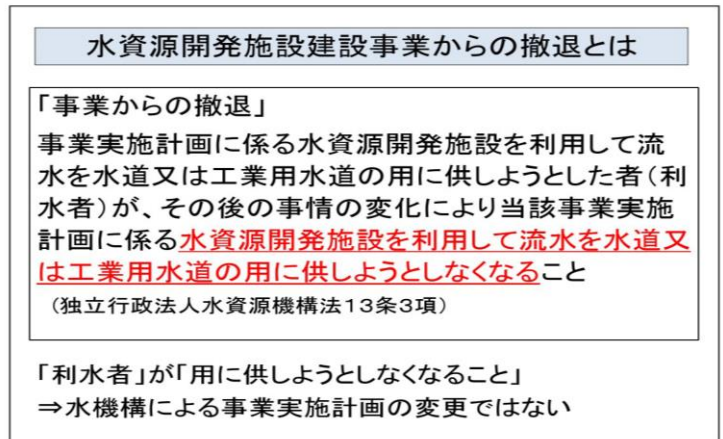
定義：「撤退」（独立行政法人水資源機構法（2002.12.18 公布、2003.10 施行）第13条第3項）

当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとした者が、その後の事情の変化により当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとしなくなる事

この定義も、その後の施行令の条文をみても、「撤退」は「流水を水道又は工業用水道の用に供しようとした者（＝利水者）」が判断することなのである。関係者との合意や国交大臣の認可等は「撤退」の要件ではない。

利水者が真剣に撤退を検討できるように、また「撤退」後に費用負担を巡って関係者間で揉めることのないように、利水者が撤退した場合の撤退負担金（利水者としての建設費負担は遡ってゼロになるが、撤退負担金を支払うことになる）の額及び事業に残留した関係者の新たな負担額の算出ルールを明らかにした「撤退ルール」が定められた（独立行政法人水資源機構法施行令21条・30条2項、特定多目的ダム法1条の2）。

背景には、1996年に名古屋市が「徳山ダムの水の半分（3m³/秒）返上」を表明したのを受けて、負担を巡って関係者間で揉めた、という事情がある。結局、名古屋市に一種のペナルティを課す形で、関係者が「半分返上」を認めることとなった。名古屋市はペナルティを甘受しても「半分返上」をするほうが、財政的に合理的だと判断したのだ。この時点で、名古屋市は長良川河口堰で確保した水は丸余りであり、専用施設建設の当ても無い状態であった。実際には徳山ダムの水など全く要らないのだから、このとき「全部返上」を敢行していれば、その後の徳山ダム及び徳山ダム導水路の事業の展開は随分違ったものになっていたであろう。大変、残念である。

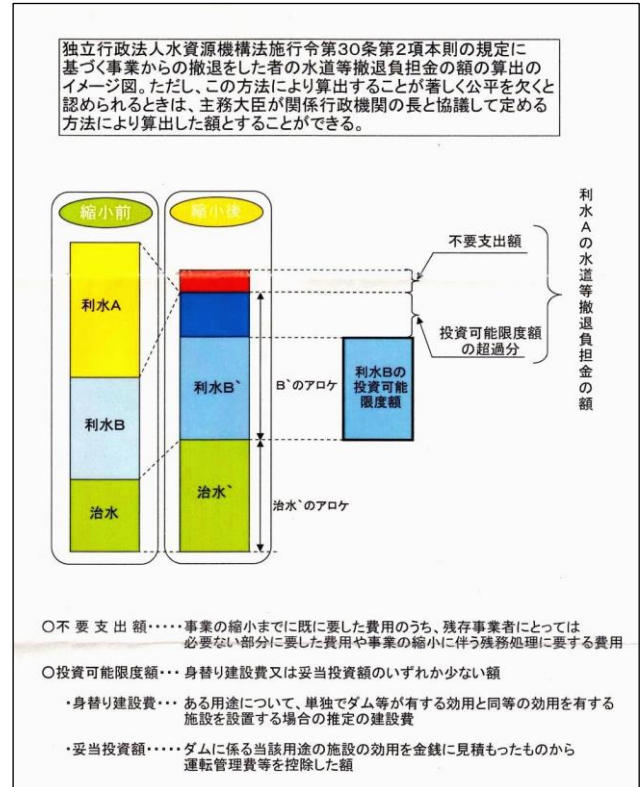
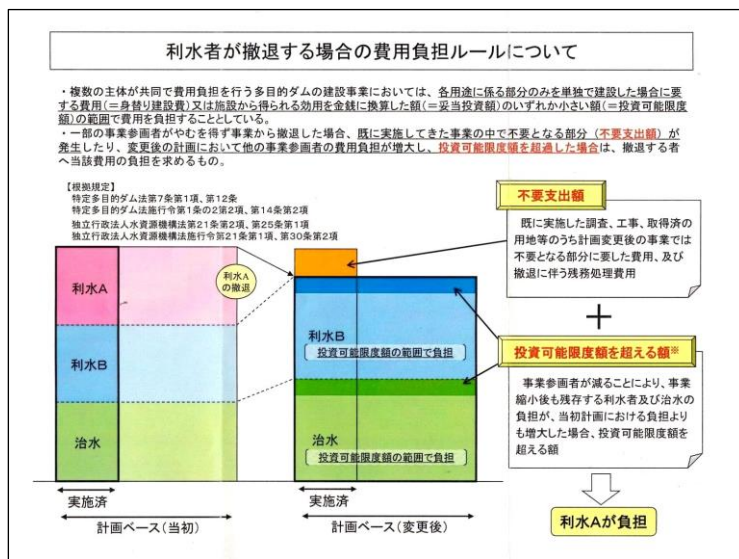


② 国交省の「説明」

水資源機構法施行令に「撤退ルール」が定められたのに伴い、国土交通省は、特定多目的ダム法適用の事業に関しても特定多目的ダム法施行令にも「撤退ルール」を追加した（特定多目的ダム法施行令第1条の2）。中味は同趣旨であり、この規定の条文のほうがわかりやすい。それらをまとめて図解にしたのが「国交省説明資料」である。この説明にはウソやゴマカシはない、と考えている。

また、この「撤退ルール」（撤退時の関係者負担額算出ルール）は、元々の事業計画策定時の負担額算出ルール（＝分離費用身替り妥当支出法）に則って、撤退が生じたとき、撤退者と事業残留者とに公平な負担を課そうとするものである。

国交省説明資料

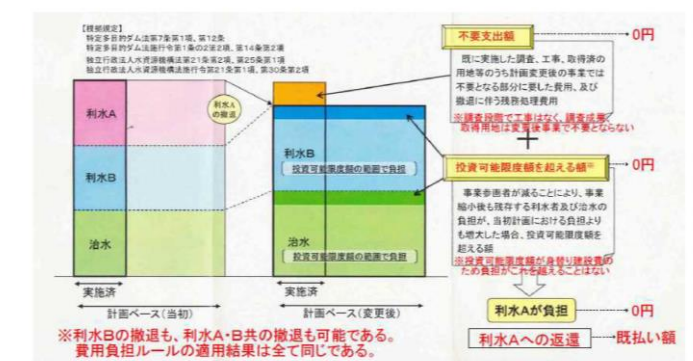


II 徳山ダム導水路事業（木曾川水系連絡同類路事業）の場合

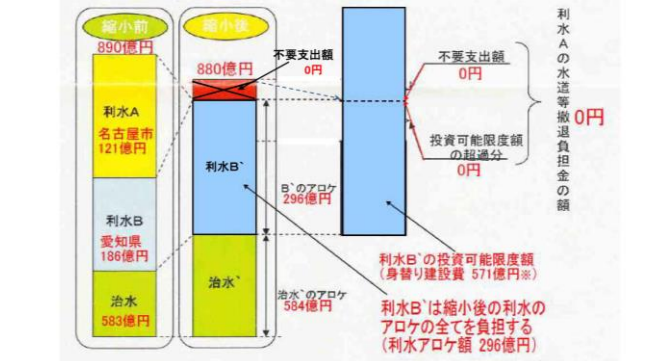
① 利水者が撤退した場合の負担額

徳山ダム導水路事業（木曾川水系連絡同類路事業）について利水者が撤退した場合の負担額をみている。徳山ダム導水路事業の利水者としての参加者は愛知県と名古屋市の二つである。

徳山ダム導水路事業 利水者が撤退するときの費用負担ルール



徳山ダム導水路事業 利水者が撤退するときの費用負担額の計算



(1) 本体工事着工前に一利水者が撤退した場合

2009年5月、名古屋市長になったばかりの河村たかし氏が「(徳山ダム導水路事業から)撤退したい」とマスコミに喋って、かなりの大騒ぎになった。

Iで述べたように、本来、首長の腹を括っての決断で「撤退」は可能である。手続き的には、(水資源機構事業なので)事業者たる独立行政法人水資源機構理事長に公文書をもって「名古屋市は木曽川水系連絡導水路事業から撤退する」と伝えれば撤退は完了する。

あとは、導水路事業が継続するとなれば、「撤退ルール」に沿って、撤退者たる名古屋市の撤退負担金の額、及び残った利水者(この場合愛知県)と治水分負担者(国と3県)の新たな計算し直された負担額が算出されることになる。そして、次年度までに、撤退後の縮小された事業に対応する事業実施計画変更がなされるのが原則である(そうでないと事業は止まったままになる)。

では、名古屋市が「撤退」したら負担はどうなるか?

2009年時点で、徳山ダム導水路事業の本体工事は行われていない。なので「不要支出額」は生じない(このことは2009年に中部地方整備局に確認している)。本事業は2009年秋に「凍結」となっているため、現在も同様である。身替り建設費をもって妥当投資額としている(このことの妥当性には疑問があるが)以上、本体工事前に撤退すれば撤退負担金はゼロ円なのである。

他方、名古屋市の撤退後に、愛知県がなお利水者として残った場合には、負担額は大きく膨らむ。

こうなると、果たして愛知県は「事業参画を継続する/事業参画者として残る」という選択をすることになるのかどうか?

(2) 二利水者が両方とも撤退した場合

すべての利水者が撤退すると、水資源機構法に基づく水資源機構事業としては成立しないので、事業実施計画は廃止される。この場合は、元のアロケーションに従って清算するのが原則で、結局は各関係者が既支出分を負担して事業を終了することになるはずだ。

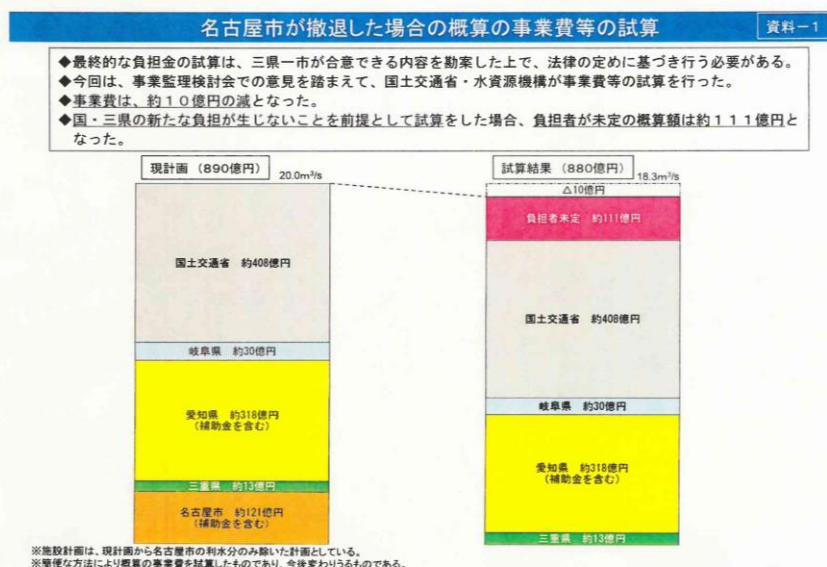
ただし、丹生ダムの例をみると、利水者全てが何らかの形で撤退意思を表明してから十数年もかかってようやく正式に中止が決まり、2017年3月に事業実施計画は廃止された(だが「事業廃止に伴う追加費用」が40億円発生していると言われ、精算が確定するのは10年後とされて水資源機構丹生ダム建設所は残っている)。水資源機構は事業を手放さないための「努力」をし、国交省は(積極的か消極的かはともかく)それに手を貸し続け、自治体は確信をもって撤退意思を通知する公文書を出さず・・・かくて、ダラダラと、税金や水道料金として一般市民が無駄な負担を負わされ続けている。

愛知県と名古屋市が、できるだけ早く、両方とも、明確に「撤退」を告げる公文書を独立行政法人水資源機構理事長宛てに送付するのが、一番スムーズで現実的な選択だ。

② 2009年に起こったこと一撤退させないための「撤退ルール」隠し

2009年5月15日、中日新聞朝刊一面トップに「名古屋市が導水路撤退」という見出しが躍った。これを受けて、同年7月10日に、「木曽川水系連絡導水路に係る三県一市副知事・副市長会議」(出席者一三県(岐阜・愛知・三重)副知事、名古屋市副市長、中部地方整備局長・同河川部長・水資源機構中部支社長。以下「副・副会議」という。)が非公開で開催された。

このときに中部地方整備局が作成した資料は右のようなものであった。

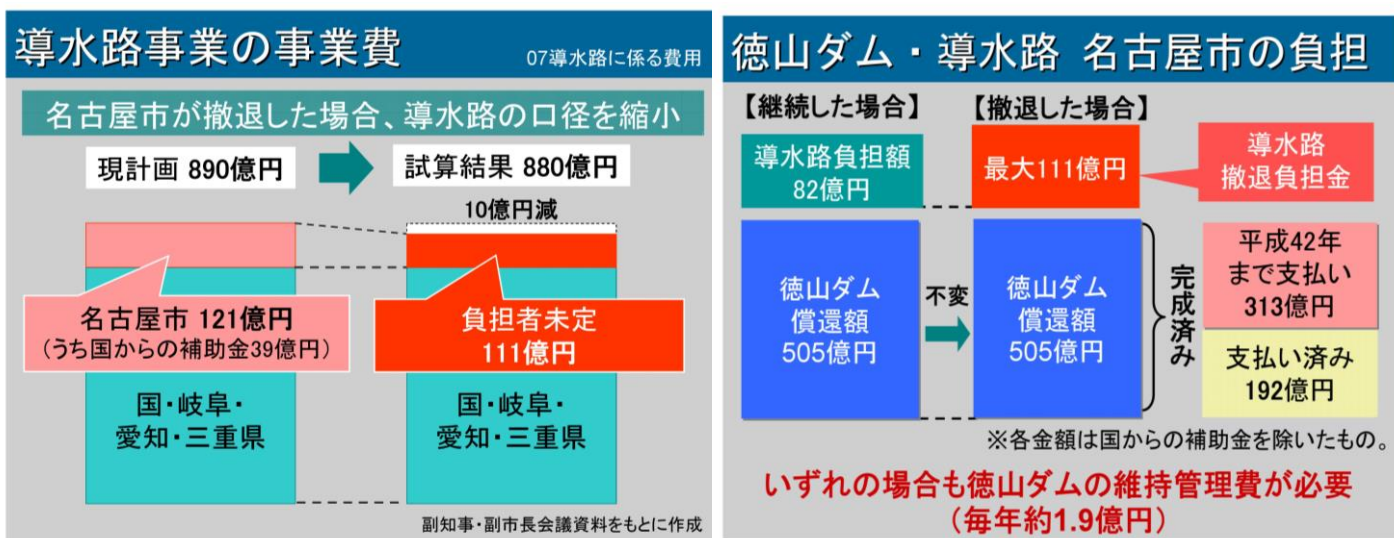


「撤退」があった場合の負担ルールは「撤退ルール」として定められているのであり、中部地方整備局としてまず示すべきは前出のような「撤退ルール」の原則に沿った試算のはずだ。

ところが中部地整は「国・三県の新たな負担が生じないことを前提として計算」という法令を逸脱した試算を行った上で「負担者未定＝111億円」なる数字を示したのだ。これについて情報公開請求による開示（2012年）後に中部地整の担当者が市民にした説明では、「三県から、新たな負担が生じないことを前提にした試算を資料にして欲しいと言われたから、そういう資料を作りました、『撤退ルール』に基づく試算はしていません」ということであった。本当に「撤退ルール」に基づく試算をしなかったのであれば、甚だしい怠慢である。多分、怠慢というより、愛知県（当時は積極推進派の神田真秋知事）や名古屋市上下水道局官僚から「河村市長をビビらせるような資料にして欲しい」という強い示唆があって、意図的に「撤退ルール」隠しをしたのだろう。

2009年8月2日、名古屋市公館で開催された「公開討論会」では、名古屋市上下水道局は副・副会議資料を受ける形で、「撤退したら徳山ダムの水が使えなくなる上に、111億円もの負担をしなければならなくなる」としか受け取れない資料を作成した。

2009年8月2日公開討論会／名古屋市上下水道局説明資料



この資料作成にあたった職員は、副・副会議資料にミスリードされて、「撤退なんかしたら111億円を払わされるだけになって丸損だ」と本気で考えてしまったのかもしれない。しかしこれが事実でないことは上述の通りである。結果的に、名古屋市上下水道局は、市長と市民を騙したのだった。

河村たかし名古屋市長は、この「111億円がタダ払いになる」という脅しにビビって、すっかりトーンダウンし、2009年9月に国交大臣となった前原誠司氏に問題を「投げ」て、あとは「導水路問題は忘れ去る」ことになってしまったようだ。

② 愛知県、名古屋市は、一刻も早く徳山ダム導水路事業から「撤退」するべきだ

いかに「徳山ダムに多額のお金を注いだ」「徳山ダムはできちゃった」であっても、徳山ダムの水は要らない。さらなるムダ遣いは許されない。これ以上の自然環境破壊は罪悪である。

愛知県、名古屋市は、徳山ダム導水路から「撤退」するべきだ。「撤退ルール」は撤退しやすいルールなのである。早い段階で撤退すれば、それだけ住民・納税者が被る負担も軽くなる。できるだけ早く「撤退」決断をすることこそが最良の判断である。

以上